平成２５年（フ）第４９号
京都府南丹市園部町栄町３号48番地１　上野ハイツⅡ11号、前住所京都府亀岡市東本梅町東大谷生子田62番地１
債務者　松田　盛実
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
大阪府岸和田市下野町１丁目４番16号
債務者　大西　聡恵（旧姓阿児）
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目６番20号
債務者　木瀬カヨ子
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
大阪府和泉市王子町３丁目６番22号
債務者　井上　　清
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
大阪府貝塚市馬場303番地
債務者　和泉樹脂こと金本孝男こと　金　　淳圭
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
大阪府岸和田市摩湯町398番地の８
債務者　西川　舞子
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
大阪府岸和田市藤井町２丁目24番７号セントポリア岸和田503号、前住所大阪府阪南市黒田48番地の１―605号
債務者　エコハートこと　押切　清文
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
大阪府貝塚市新井50番地11
債務者　坂本　千里
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
大阪府和泉市小田町１丁目７番34号
債務者　森元　友香
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
大阪府岸和田市土生町1556番地の７セレーナ土生201号
債務者　川﨑　照洋
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目10番８号
債務者　スタッフ設備こと髙田設備こと　髙田厚志
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番13―209号
債務者　田中　礼子
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
大阪府貝塚市石才82番地４
債務者　加藤まゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
奈良市南紀寺町１丁目198の13、住民票上の住所奈良市大安寺２丁目11番５―201号
債務者　小西　　徹
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２５号
奈良県生駒市南田原町792番地７
債務者　トビークラフトこと　濵田　啓二
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２６号
奈良県生駒市南田原町792番地７
債務者　濵田千惠子（旧姓松下）
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６００号
熊本県上益城郡益城町大字馬水516番地２、前住所熊本県上益城郡益城町大字馬水516番地１
債務者　木村　純子
１　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係